

八幡市要保護児童対策地域協議会代表者会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成20年八幡市告示第74号）第10条の規定に基づき、同要綱第5条に規定する代表者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議のつど、会場の広さ等を勘案して会長が定める。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴席に入場するときは、係員の指示に従って入場しなければならない。退場するときも、同様とする。

3 傍聴希望者が定員を超える場合には、くじにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している者

(3) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者（撮影し、又は録音することについて、会長の許可を得た者を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、人に迷惑を及ぼすおそれのある者その他傍聴が不相当と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴する際には、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、騒ぎ立てること等の行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章類をすることその他の示威的行為をしないこと。

(4) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 携帯電話の電源を切ること又は携帯電話の設定をマナーモードにすること。

(7) その他会議の秩序を乱す行為又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

いこと。

(8) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。